※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第7節 第21条	第7節 さくらのセキュアモバイルコネクト(以下、本節において「本オブションサービス」といいます) 第21条(本オブションサービスの内容) 1.(略) 2. 当社は、本オブションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オブションサービスに関するウェブサイト(以下本節において「本オブションサービスページ」といいます)において定めるものとします。 i. 本基本サービスのコントロールパネル(以下「コントロールパネル」という)における統合管理機能 ii. 無線閉域網通信機能 iii. インターネット通信機能 3~4.(略)	第 7 節 さくらのセキュアモバイルコネクト(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第 2 1 条 (本オプションサービスの内容) 1. (略) 2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブサイト(以下本節において「本オプションサービスページ」といいます)において定めるものとします。 i. 本基本サービスのコントロールパネルにおける統合管理機能 ii. 無線閉域網通信機能 iii. インターネット通信機能 3 ~ 4. (略)	・他の条文の変更により、語の置き換えが不 要となったため変更します。
第22条	第22条 (本オプションサービスの構成)  1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、コントロールパネルに登録した SIM を、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです (この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます)。これらの登録、作成、接続または電源管理(以下総称して、「利用管理」といいます)については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。  2. (略)  3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、コントロールパネルに登録した SIM を、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです(この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます)。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。	第22条 (本オプションサービスの構成)  1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、本基本サービスの基幹システム (以下、本節において「本システム」という) に登録した SIM を、本システム上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです (この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます)。これらの登録、作成、接続または電源管理 (以下総称して、「利用管理」といいます) については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。  2. (略)  3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、本システムに登録した SIM を、本システム上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです (この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます)。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。	・SIMの登録およびモバイルゲートウェイの作成が本基本サービスの基幹システム上で行われることを明確にいたしました。
第24条	第24条(利用契約の成立) 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントにより SIM がコントロールパネルにおいて登録(以下、「SIM 登録」といいます)されたとき(申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき)、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成(以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます)されたとき(申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき)のいずれか早い時点で成立するものとします。 2. (略)	第24条(利用契約の成立) 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントにより SIM が本システムにおいて登録(以下、「SIM 登録」といいます)されたとき(申込者のアカウントにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき)、または申込者のアカウントにより干が作成(以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます)されたとき(申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき)のいずれか早い時点で成立するものとします。 2. (略)	・第22条の変更に伴う変更です。
第26条	第26条 (SIM 基本利用料) 1. (略) 2. SIM 基本利用料は、SIM 登録時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルから SIM が削除されたとき (利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき)まで、毎月発生します。なお、SIM 登録日の属する月および当該 SIM の登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ 1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月内に同一の SIM を複数回登録した場合 (前月以前から継続して登録していた SIM を、コントロールパネルから削除した月内に再度登録した場合を含みます。) においては、各々の登録について当該月の SIM 基本利用料が発生するものとします。	第26条 (SIM基本利用料) 1. (略) 2. SIM基本利用料は、SIM登録時から、利用者のアカウントにより本システムから SIMが削除されたとき (利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき)まで、毎月発生します。 なお、SIM登録日の属する月および当該 SIM の登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ 1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月内に同一の SIMを複数回登録した場合(前月以前から継続して登録していた SIMを、本システム から削除した月内に再度登録した場合を含みます。)においては、各々の登録について当該月の SIM 基本利用料が発生するものとします。	・第22条の変更に伴う変更です。
第27条	第27条(データ通信料) 1. データ通信料は、コントロールパネルに登録された SIM を利用した、毎月1日から末日までの通信(無 線閉域網通信またはインターネット通信)に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIM を利用した通 信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。	第27条(データ通信料) 1. データ通信料は、本システムに登録された SIM を利用した、毎月1日から末日までの通信(無線閉域網通信またはインターネット通信)に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIM を利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。	・第22条の変更に伴う変更です。
第28条	第28条 (モバイルゲートウェイ利用料) 1. (略) 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからモバイルゲートウェイが削除されたとき (利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき)まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。	第28条(モバイルゲートウェイ利用料) 1.(略) 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントにより本システムからモバイルゲートウェイが削除されたとき(利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報中込画面を当社が受信したとき)まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。	・第22条の変更に伴う変更です。
第32条	第32条 (SIM の管理) 1~4. (略) 5. 前二項により SIM が利用できない状態になった場合においても、利用者が当該 SIM をコントロールパネルから削除しない限り、SIM 基本利用料は発生するものとします。 6. (略)	第32条 (SIMの管理) 1~4. (略) 5. 前二項により SIM が利用できない状態になった場合においても、利用者が当該 SIM を <mark>本システム</mark> から削除しない限り、SIM 基本利用料は発生するものとします。 6. (略)	・第22条の変更に伴う変更です。
附則 第 1 条	第1条 (適用開始) この約款は、平成30年1月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、 基本約款第4条に基づき、平成30年2月1日より適用されます。	第1条(適用開始) この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月5日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこな います。